

酒々井町農業委員会 6 月総会会議録

平成 29 年 6 月 5 日（月）

分庁舎 2 階第 1 多目的室

午後 3 時 00 分から午後 4 時 23 分まで

局長 それでは、定刻になりましたので、総会に移らさせていただきますが、その前に総会資料について、議案の取り下げが 1 件ありましたので、報告させていただきます。資料 14 ページの議案 農地法第 5 条許可申請の整理番号 3 についてですが、進入路について、幅員の確保等で、法定外公共物関係の協議が必要な為、今月は一旦取り下げ、来月の総会に再度申請したいとの申し出がありましたので、委員の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。それでは、会長お願いいたします。

会長 皆さん忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私の方から会議関係の報告をさせていただきます。5 月 24 日に印旛合同庁舎で印旛郡市の会長会議がありましたので、そちらと、5 月 29 日に全国農業委員会長大会が東京の後楽園ホールの近くで開催されましたので、そちらにも出席しました。全国から 1,800 人程会長が集まり、事務局を合わせると、2,000 人以上の人が集まりました。殆ど表彰式の様でしたが、遊休農地解消の関係で、九州や、近くでは、埼玉の会社が表彰されていました。その後、議員会館に表敬訪問し、千葉県と一緒にご挨拶に行きました。以上で報告を終わらせていただきます。それでは、ただいまから平成 29 年 6 月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案 1 件、専決処理報告 5 件、その他 1 件ですので、よろしくお願い致します。

局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13 名中、12 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、4 番秋山貴委員、6 番齊藤孝壹委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、議案 農地法第 5 条許可申請についての整理番号 1 を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 議案 農地法第 5 条許可申請の整理番号 1 について説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。譲受人は、東酒々井在住者、譲渡人

は、八街市在住者です。申請地は、伊籾の農地で、地目は畑、面積は 355 m²です。申請理由は住宅用地で、権利の種類等は使用貸借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。2 ページ、3 ページの位置図と公図を参考にしていただけだと思います。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成29年7月20日着工、平成29年11月30日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法は手続き済で申請書の写しが添付されています。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、道路を挟んで西側に農地がありますが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、斉藤委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤委員 特に問題はないと思いますが、昭和40年頃に区画整理したときの面積と公簿上の面積が違うとのことですか。

局 長 補足説明させていただきます。公簿上の面積と現況面積が合っていないということで、申請書類は求積図が添付されておまして、現在地籍更正の登記申請を行っているとのことですか。土地改良したときの一体が違っているみたいで、法務局の方で全体を調整中ですので、そちら待ちとなります。以上です。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

竹尾委員 面積はどのくらい差があるのですか。

高橋主任主事 449 m²のところ、求積しまして 355 m²となっております。

内田委員 資料の位置図ですが、黒塗りの部分の脇に〇〇と書いてありますが、白塗りの部分が〇〇番ですか。

斉藤委員 黒塗りの部分が〇〇番で、白塗りの部分は太陽光発電所になっています。

- 内田委員 全体が〇〇番ではないのですか。
- 斉藤委員 違います。黒い部分だけです。
- 議 長 〇〇さんとは兄弟ですか。
- 斉藤委員 親子です。
- 議 長 他にありませんか。なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。
- 議 長 次に、議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。
- 局 長 議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。こちらにつきましては、追加資料として、土地利用計画図を添付しておりますのでよろしくお願い致します。資料の9ページをご覧ください。譲受人は、成田市に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者2名です。申請地は、墨の農地4筆で、地目は田、面積は合計で2,308.24㎡です。申請理由は、高崎川河川改修工事に係る工事用進入路及び構台の一時転用で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域に位置するため、原則転用が出来ない区域ですが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するなどの場合、例外的に許可できることとなります。10ページ、11ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成29年8月1日着工、平成29年12月末日に完了の予定です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地がありますが、工事は水田の農閑期に行うため、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。なお、一時転用期間の終了後は、速やかに農地として使用できるように復元する旨の誓約書が提出されております。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、高崎委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 高崎委員 特に無いのですが、現在申請地は土が崩れる寸前になっていて、今回一体を事業で使うと思いますが、資材置場なら都合が良く、丁度良いのではな

いかと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員
さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、
その際に質問等をお願いします。次に、議案 農地法第5条許可申請につ
いての整理番号3についてですが、先程局長から説明があった通り今月は
取り下げとのことですので、現地確認に移りたいと思います。なお、現地
確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認し
ました農地法第5条許可申請の整理番号1について、申請代理人を呼んで
おりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理
人の方ですか。

申請代理人 はい、そうです。〇〇〇〇の〇〇〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審
議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願
います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願
います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。
それではよろしくをお願いします。

申請代理人 今回の建築を計画しました〇〇〇〇さんは地元の酒々井町伊籬出身者で
す。建築予定の土地は、父の〇〇〇〇さんが所有している畑です。現在、
〇〇〇〇さんはアパート住まいをしていますが、両親も高齢になってきま
したので、自宅に隣接する今回の土地に建築を計画しました。建築する建
物は、普通の住宅で、排水関係は敷地内処理での計画になります。周囲に
農地はありませんが、土砂の流出に関しては、マウンドアップして防除す
る予定です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい、そうです。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしく願います。

申請代理人 今回この申請に至った経緯としまして、酒々井町発注工事である高崎川河川改修工事を行うにあたって、隣接している農地を使用させてもらわないと工事ができませんが、その際農地転用を行わないといけないという話になり、今回の申請に至りました。現在、農作物を作っている方の田んぼを

3年程使っての工事作業となりますので、申請させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

木我委員 資材をストックする際、ダンプ等の車両が入ると思いますが、〇〇〇号から下りてきた場合左側に入るとと思いますが、あの場所は坂道になっていて中学生も自転車で通って危ないので、誘導員の方はいてもらわないと困ります。

申請代理人 その点は十分に周知します。

議 長 他にありませんか。はい、高崎委員。

高崎委員 河川工事はどこからどこまでが範囲ですか。

申請代理人 幹線道路の橋から上流に向かっていったところに道路があるのですが、そこから手前に向かっていった約100メートルのところですよ。

高崎委員 〇〇〇橋から次の橋までですか。

申請代理人 橋までは行きません。道路までです。

高崎委員 農道のところですか。

申請代理人 はい。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番

号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第5条の届出についての整理番号1から5について、一括して報告をお願いします。

局 長 農地法第5条の届出についての整理番号1から5について説明させていただきます。資料の20ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、譲受人は、中川在住者、譲渡人は、成田市に住所を有する法人です。届出地は、酒々井の農地3筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は合計で415㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年4月27日付け、酒農委第5号の1で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号2について説明させていただきます。資料の22ページをご覧ください。譲受人は、中川在住者、譲渡人は、成田市に住所を有する法人です。届出地は、酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は合計で76㎡、届出理由は、通行地役権の設定、権利の種類は通行地役権の設定です。備考ですが、平成29年4月27日付け、酒農委第5号の2で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号3について説明させていただきます。資料の24ページをご覧ください。譲受人は、東酒々井在住者、譲渡人は、町内に住所を有する法人です。届出地は、酒々井の農地で、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は5.92㎡、届出理由は、進入路、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年5月8日付け、酒農委第5号の3で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号4について説明させていただきます。資料の26ページをご覧ください。譲受人は、東酒々井在住者、譲渡人は、神奈川県藤沢市在住者です。届出地は、上岩橋の農地3筆で、登記地目は田及び畑、現況地目は宅地、面積は合計で247㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年5月11日付け、酒農委第5号の4で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号5について説明させていただきます。資料の28ページをご覧ください。譲受人は、町内に住所を有する法人、譲渡人は、東京都葛飾区在住者です。届出地は、上本佐倉の農地で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は330㎡、届出理由は、駐車場用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年5月18日付け、酒農委第5号の5で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら

お願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他について事務局から何かありましたらお願いします。

高橋主任主事 特にありません。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、来月が第 22 期最後の総会になると思いますが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 3日の月曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、3日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、3日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。